

北上地区消防組合消防本部告示第3号

北上地域メディカルコントロール協議会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年11月15日

北上地区消防組合消防本部
消防長 高橋 修

北上地域メディカルコントロール協議会設置要綱の一部を改正する告示

北上地域メディカルコントロール協議会設置要綱（平成15年北上地区消防組合消防本部告示第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 行政機関関係者</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 岩手県<u>北上</u>保健所長</p> <p>ウ [略]</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 行政機関関係者</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 岩手県<u>中部</u>保健所長</p> <p>ウ [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。